

第56回 定時株主総会 招集ご通知

平成27年4月1日 ≧ 平成28年3月31日



開催日時

平成28年6月21日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

ANAインターコンチネンタル
ホテル東京
地下1階「プロミネンス」

東京都港区赤坂一丁目12番33号

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主
総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名
選任の件

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金
贈呈及び役員退職慰労金制度
廃止に伴う打ち切り支給の件

第4号議案 取締役等に対する業績連動型
株式報酬の額及び内容決定の件

株式会社リクルートホールディングス

リクルートグループ経営理念



ミッション (目指す姿)

私たちは、新しい価値の創造を通じ、
社会からの期待に応え、
一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す。

私たちは、
一人ひとりが自らの心に従い
自分らしいライフスタイルを選択できる
「活き活きと輝く社会」を実現したいと考える。
私たちの目指す世界観は"**FOLLOW YOUR HEART**"
全ての世代、全ての地域の人々が、
より大きな「希望」を持ち、機会に満ちている社会。
自分に素直に、自分で決める、自分ならではの人生。
何度でもやり直しができる持続的で豊かな社会を目指す。

その社会を実現するため、
私たちは社会からより大きな「期待」を集め、
一人ひとりの「可能性」を信じて、
新たな「機会」の提供を目指す。
私たちの果たす役割は"**まだ、ここにはない、出会い。**"

ウェイ (大切に考える方)

新しい価値の創造

私たちは、
絶えず変化する時代を先取りして
果敢に挑戦していくことで、
新しい価値を生み出し
社会からの大きな期待に応える。

社会への貢献

私たちは、
持続可能な豊かな世界を目指し、
全ての企業活動を通じて
社会に貢献する。

個の尊重

私たちは、個人の存在を尊重する。
従業員一人ひとりの意志と可能性に期待し
お互いを尊重し合い、
その持てるエネルギーが
最大限発揮されるよう支援する。

株 主 各 位

証券コード：6098
平成28年5月30日

東 京 都 中 央 区 銀 座 八 丁 目 4 番 1 7 号
株式会社リクルートホールディングス
代表取締役社長 峰 岸 真 澄

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに
議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成28年6月21日（火曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）		
2. 場 所	ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階「プロミネンス」 東京都港区赤坂一丁目12番33号 （開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、 お間違えのないようご来場ください。）		
3. 目的事項	報告事項	1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件 第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う 打ち切り支給の件 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合は、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに賛否をご入力ください。
- (3) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」で構成されています。

◎ご参考として、事業報告の文中にグラフを掲載しています。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成28年6月21日（火曜日） 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月20日（月曜日） 午後5時30分到着分まで



インターネットによるご行使

インターネットにより議決権を行使していただけます。詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

平成28年6月20日（月曜日） 午後5時30分まで

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつては、ご利用できない場合もございます。（インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等。）
- (3) 携帯電話による議決権行使は、i モード、EZweb、Yahoo!ケータイ※のいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
※「i モード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月20日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

■インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ■
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

第 1 号議案

取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役 2 名を含む取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の地位			平成27年度における 取締役会出席状況
1	みね 峰	ぎし 岸	ま 真	すみ 澄	再任	代表取締役社長		17／17回
2	いけ 池	うち 内	しょう 省	ご 五	再任	取締役		17／17回
3	くさ 草	はら 原		しげる 繁	再任	取締役		17／17回
4	さ 佐	がわ 川	けい 恵	いち 一	再任	取締役		17／17回
5	おおや 大	ぎ 八木	しげ 成	お 男	再任	社外	独立	16／17回
6	しん 新	がい 貝	やす 康	し 司	再任	社外	独立	17／17回

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

1

みね ぎし ま すみ
峰 岸 真 澄

生年月日

昭和39年 1 月24日

再 任

所有する
当社の株式数

320,236株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和62年 4 月	当社入社
平成15年 4 月	当社執行役員 IMCディビジョンカンパニー、情報編集局担当
平成16年 4 月	当社常務執行役員 G-IMCストラテジックビジネスユニット重要戦略統括、住宅ディビジョンカンパニー、IMCディビジョンカンパニー担当
平成21年 6 月	当社取締役 兼 常務執行役員 事業開発、経営企画、住宅領域担当
平成22年 4 月	当社取締役 兼 常務執行役員 カスタマーアクションプラットフォームストラテジックビジネスユニット、事業開発、経営企画、住宅領域担当
平成23年 4 月	当社取締役 兼 専務執行役員 事業統括本部 IMC領域、事業開発、経営企画、人事担当
平成24年 4 月	当社代表取締役社長 兼 CEO（現任）

（取締役候補者とした理由）
峰岸真澄氏は、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。また、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執り、持続的な成長をめざしていくことが最適であると判断しております。

候補者番号

2

いけ うち しょう ご
池 内 省 五

生年月日

昭和37年 6 月6日

再 任

所有する
当社の株式数

327,989株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和63年 4 月	当社入社
平成17年 4 月	当社執行役員 経営企画室、事業統括室担当
平成24年 6 月	当社取締役 兼 執行役員 グローバル本部・アジア領域、経営企画、人事支援担当
平成24年10月	当社取締役 兼 執行役員 グローバル本部、経営企画、R&D、人事担当
平成25年 4 月	当社取締役 兼 常務執行役員 中長期戦略本部、海外事業本部、R&D本部、経営企画本部、人事本部担当
平成26年 4 月	当社取締役 兼 常務執行役員 海外事業本部、R&D本部担当
平成27年 4 月	当社取締役 兼 常務執行役員 R&D本部、経営企画本部、人事本部担当
平成28年 4 月	当社取締役 兼 専務執行役員 R&D本部、経営企画本部、人事本部担当（現任）

（取締役候補者とした理由）
池内省五氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また主に経営企画、人事、海外事業統括、R&D等の任務を通じて豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。

候補者番号

3

くさはら しげる
草 原 繁

生年月日

昭和39年12月2日

再 任

所有する
当社の株式数

209,153株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和63年4月	当社入社
平成16年4月	当社執行役員 人材マネジメント室、情報編集局、コーポレートコミュニケーション室担当
平成18年6月	当社取締役 兼 執行役員 人事、コーポレートコミュニケーション担当
平成19年6月	当社執行役員 HRカンパニー担当
平成25年4月	当社常務執行役員 経営企画、人事統括担当
平成25年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 経営企画本部、国内事業本部、人事本部担当
平成26年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 中長期戦略本部、経営企画本部、人事本部、国内事業本部担当
平成27年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 事業本部担当
平成28年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 管理本部担当（現任）

（取締役候補者とした理由）

草原繁氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また主に事業統括、経営企画、人事、法務、内部統制、情報システム、コーポレートコミュニケーション、労務総務関連等の任務を通じて豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。

候補者番号

4

さがわ けい いち
佐 川 恵 一

生年月日

昭和41年3月7日

再 任

所有する
当社の株式数

241,300株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和63年4月	当社入社
平成18年4月	当社執行役員 事業統括室担当
平成23年6月	当社取締役 兼 執行役員 経理財務、法務、総務、投資マネジメント、コーポレートコミュニケーション、コンプライアンス担当
平成25年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 管理本部担当
平成28年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 ファイナンス本部担当（現任）

（取締役候補者とした理由）

佐川恵一氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また主に経理、財務、法務、コーポレートコミュニケーション、事業統括等の任務を通じて豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。

候補者番号

5

おお や ぎ し げ お
大 八 木 成 男

生年月日

昭和22年5月17日

再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
昭和46年 3 月	帝人㈱入社
平成 4 年 2 月	帝人㈱医薬営業企画部長
平成11年 6 月	帝人㈱執行役員 東京支店長
平成13年 6 月	帝人㈱常務執行役員 医薬営業部門長補佐
平成14年 6 月	帝人㈱帝人グループ専務執行役員 医薬事業本部長
平成17年 6 月	帝人㈱常務取締役 CIO 兼 医薬医療事業グループ長 兼 帝人ファーマ㈱代表取締役社長
平成18年 6 月	帝人㈱専務取締役 CIO 兼 医薬医療事業グループ長 兼 帝人ファーマ㈱代表取締役社長
平成20年 6 月	帝人㈱代表取締役社長 CEO
平成22年 6 月	帝人㈱代表取締役社長執行役員 CEO
平成26年 4 月	帝人㈱取締役会長（現任）
平成26年 6 月	JFEホールディングス㈱社外監査役（現任） 当社社外取締役（現任）
平成28年 4 月	㈱経済同友会副代表幹事（現任）
（重要な兼職の状況） 帝人㈱取締役会長 JFEホールディングス㈱社外監査役 ㈱経済同友会副代表幹事	

所有する
当社の株式数
1,539株

（社外取締役候補者とした理由）
大八木成男氏は、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしていただいていると判断していることから、社外取締役として適任と考えております。

候補者番号

6

しん がい やす し
新 貝 康 司

生年月日

昭和31年1月11日

再 任

社 外

独 立

所有する
当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和55年4月	日本専売公社（現 日本たばこ産業㈱）入社
平成13年7月	日本たばこ産業㈱財務企画部長
平成16年6月	日本たばこ産業㈱執行役員 財務グループリーダー 兼 財務企画部長
平成16年7月	日本たばこ産業㈱執行役員 財務責任者
平成17年6月	日本たばこ産業㈱取締役 執行役員 財務責任者
平成18年6月	日本たばこ産業㈱取締役 JT International S.A. Executive Vice President
平成23年6月	日本たばこ産業㈱取締役 執行役員 海外たばこ事業担当
平成23年6月	日本たばこ産業㈱代表取締役副社長（現任）
平成26年6月	当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況） 日本たばこ産業㈱代表取締役副社長	

（社外取締役候補者とした理由）
新貝康司氏は、海外企業の買収等を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしていただいていると判断していることから、社外取締役として適任と考えております。

- （注）
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 上記所有株式数は、平成28年3月31日現在における株式数であり、リクルートグループ役員持株会における持分を含んでおります。
 - 大八木成男氏及び新貝康司氏は、社外取締役候補者であります。
 - 大八木成男氏及び新貝康司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 当社は、大八木成男氏及び新貝康司氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、大八木成男氏及び新貝康司氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案

監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役島宏一氏及び武内英史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をあわせてお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者及び補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

<監査役候補者>

候補者番号

1

ながしま ゆきこ
長嶋 由紀子

生年月日

昭和36年4月4日

新 任

所有する
当社の株式数

88,813株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	
昭和60年4月	当社入社
平成18年4月	当社執行役員 ブライダルカンパニー担当
平成20年1月	(株)リクルートスタッフィング代表取締役社長
平成28年4月	当社顧問（現任）

（監査役候補者とした理由）

長嶋由紀子氏は、当社にて長年執行役員等として経営に関わり、主に人事関連、及び結婚領域・派遣領域における事業執行等を通じて豊富な経験、知識を有していることから、監査役として適任と考えております。

候補者番号

2

にし うら やす あき
西 浦 泰 明

生年月日

昭和27年3月28日

新 任

社 外

独 立

所有する
当社の株式数

0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和50年11月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和59年3月	米国公認会計士登録
昭和60年6月	米国ゴールデンゲート大学MBA（税務）取得
昭和62年6月	デロイト トウシュ トーマツ パートナー
平成23年6月	デロイト トウシュ トーマツ 日本企業サービスグループ 西部地域統括代表

（社外監査役候補者とした理由）

西浦泰明氏は、米国公認会計士として培ってきた会計知識を有し、シリコンバレーを中心にビジネスアドバイザーとして多くの日本企業の米国進出を支援してきた経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から発言をし、当社の経営全般の監視において適切な役割を果たしていただけると判断していることから、社外監査役として適任と考えております。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注）
- 各候補者は新任の監査役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 上記所有株式数は、平成28年3月31日現在における株式数であり、リクルートグループ役員持株会における持分を含んでおります。
 - 長嶋由紀子氏の戸籍上の氏名は、渡邊由紀子氏であります。
 - 西浦泰明氏は、社外監査役候補者であります。
 - 長嶋由紀子氏及び西浦泰明氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
 - 当社は、原案どおり西浦泰明氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

＜補欠監査役候補者＞

候補者番号

3

しん かわ あさ
新 川 麻

生年月日

昭和40年 2月17日

補欠の
社外監査役
候補者

所有する
当社の株式数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	
平成 3 年 4 月	第一東京弁護士会登録 西村眞田法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
平成 9 年 4 月	アーノルド・アンド・ポーター法律事務所勤務
平成10年 1 月	米国ニューヨーク州弁護士登録
平成13年 1 月	西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー（現任）
（重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所パートナー	

（補欠の社外監査役候補者とした理由）

新川麻氏は、長年、弁護士として培ってきた法律知識を有し、かつ経営実務にも精通しておられることから、これらを当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 新川麻氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新川麻氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 新川麻氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

（ご参考）役員の独立性について

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に加え、原則として、以下の全てを満たす候補者を独立役員に選定する方針です。

ア 候補者又は候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有する場合は、議決権所有割合で10%を超えないこと。

イ 直近事業年度の取引において、候補者又は候補者が所属する法人への売上が、当社の連結売上高の1%未満であること。

第3号議案

退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって、監査役を辞任されます島宏一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として平成27年11月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第1号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役峰岸真澄、池内省五、草原繁、佐川恵一の4氏及び在任中の監査役藤原章一氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役並びに打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

<退任監査役>

氏名	略歴
しま こう いち 島 宏 一	平成22年 6 月 当社監査役（現任）

<打切り支給の対象となる取締役及び監査役>

氏名	略歴
みね ぎし ま すみ 峰 岸 真 澄	平成21年 6 月 当社取締役 平成24年 4 月 当社代表取締役（現任）
いけ うち しょう ご 池 内 省 五	平成24年 6 月 当社取締役（現任）
くさ はら しげる 草 原 繁	平成18年 6 月 当社取締役 平成19年 6 月 当社取締役退任 平成25年 6 月 当社取締役（現任）
さ がわ けい いち 佐 川 恵 一	平成23年 6 月 当社取締役（現任）
ふじ わら あき ひと 藤 原 章 一	平成26年 6 月 当社監査役（現任）

第4号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

当社は、第54期より業績目標を達成した場合に、取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員に対して業績連動報酬として株式報酬型ストック・オプションを付与してまいりましたが、今般、役員報酬制度の見直しに伴い、取締役、執行役員及び専門役員（以下「取締役等」という。）を対象に業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の導入に関し、報酬委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しております。

本議案は、平成3年6月26日開催の第31回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員及び専門役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は15名、専門役員は2名）、本制度に基づく報酬には、執行役員及び専門役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員及び専門役員が対象期間（下記(2)に定義される。以下同じ。）中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

なお、本総会における本制度の導入の承認を条件として、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、新規でのストック・オプションの付与は今後は行わないものとします。

本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び専門役員
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 対象期間ごとに合計25億円を上限 ・ 毎事業年度、信託期間を3年間とする信託を設定（下記(2)の信託期間の延長を含む。） ・ 1事業年度あたりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎事業年度において信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(3)のとおり。）	・ 対象期間ごとに合計740,600株を上限 ・ 発行済株式の総数（平成28年3月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.1% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・ 交付等を行う株式数は、会社業績目標指標（調整後EPS又は既存事業のEBITDA等）の達成度等に応じて変動（0%～150%の範囲内で決定。）
④取締役等に対する株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・ 原則として退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、信託を設定する日の属する事業年度を初年度とした連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とし、対象期間ごとに合計25億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件（対象期間の初日の前日に取締役等として在任していることを含む。）を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第4段落記載の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

具体的には、当初は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とし、当社は、合計25億円を上限とする信託金を当初設定される本信託に拠出し、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度以降も毎事業年度、信託期間を3年間とする新たな本信託を設定することにより、本制度に基づく報酬を取締役等に支給することがあります。その場合、新たな各本信託の設定以降の3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計25億円を上限とする金員を拠出し、当該対象期間中、取締役等に対するポイントの付与を行い、当社株式等の交付等を行います。

なお、各本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、当該対象期間ごとに、合計25億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、25億円の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

1事業年度あたりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎事業年度において信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存します。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

当社は、役位や業績目標の達成度等に応じて、本信託の設定の都度、各取締役等にポイント进行付与します。本制度により取締役等に対して交付される当社株式数は、1ポイントにつき当社株式1株として決定されます。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

付与されるポイント数は、毎年3月末日に取締役等として在任する者に対し、以下の算定式に従って算出します。

(ポイントの算定式)

株式報酬金額 ÷ 本信託における当社株式の平均取得単価（信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価）

※小数点以下の端数は切り捨て

※株式報酬金額の水準は、原則として取締役等の役位に応じた基準金額に対して業績連動係数を乗じて算出するものとし、社外取締役を議長とする報酬委員会による審議及び提言を経て、取締役会にて決定します。

業績連動係数は、本信託の設定又は延長の直前の業績評価年度における業績目標指標の達成度等を勘案し、決定します。

※平成28年3月期、平成29年3月期及び平成30年3月期の業績目標指標は既存事業のEBITDAを採用し、また、平成31年3月期を業績評価年度とする株式報酬金額に関しては、既存事業のEBITDAに加えて、平成29年3月期に設定した調整後EPSの目標達成度も勘案し、支給水準を決定します。

なお、業績連動係数の範囲は0%～150%とします。

※既存事業のEBITDA：株式取得等により新たに連結を開始する子会社の業績を控除した既存事業におけるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）

※調整後EPS：調整後当期純利益*1 /（期末発行済株式数－期末自己株式数）

*1 調整後当期純利益：親会社株主に帰属する当期純利益 ± 調整項目*2（非支配株主帰属分を除く）
± 調整項目の一部に係る税金相当額

*2 調整項目：企業結合に伴い生じたのれん以外の無形固定資産及びのれんの償却額 ± 特別損益

※なお、本制度の業績目標指標としては、期中に実行される事業売却によるEBITDAの増減額を反映させた数値を用います。また、その場合においても、調整後EPSに関しては平成29年3月期に設定した水準は変更いたしません。

本信託により取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、対象期間ごとに合計740,600株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、原則として退任時に、上記(3)に基づき算出されるポイントを累積加算した数（以下「累積ポイント数」という。）に基づいた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の50%（単元未満株式は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、当該取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数の全部について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。

また、取締役等が、雇用慣習や法令が大きく異なるマーケットの基準に合わせて採用した人材である場合には、ポイント付与日以降、当該ポイントに対応する当社株式等について、在任時に交付等を受ける場合があります。

なお、上記(2)第5段落記載の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

また、取締役等が在任中に死亡した場合においては、当該取締役等の相続人が、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、当社平成28年5月13日付「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社平成28年5月13日付適時開示

「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（抜粋）

1. 本制度の導入

- (1) 当社グループは、長期ビジョンとして、平成32年（2020年）を目途に人材領域においてグローバルNo.1となることに加え、平成42年（2030年）を目途に販促領域も含めた当社グループが提供する全ての事業領域においてグローバルNo.1のマッチングプラットフォームを展開する企業グループとなることを掲げております。当該長期ビジョンの実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、役員報酬の長期インセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型の株式報酬制度である本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）の仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランで、役位及び業績目標達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する、株式報酬型の役員報酬制度です。
- (3) 本制度導入に伴い、本総会における本制度に関する議案の承認可決を条件として、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、同制度に基づく新規でのストック・オプションの付与は行わないことといたします。

2. 役員報酬の方針

(1) 経営方針

当社グループは、「ミッション（目指す姿）」として、「新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す」ことを、また、「ウェイ（大切に考える方）」として、「新しい価値の創造」、「社会への貢献」、「個の尊重」と定めるグループ経営理念を策定しています。この経営理念の下、産業界と生活者を結びつける「No.1のマッチングサービス」を、一つでも多く生み出し、生活者一人ひとりのポジティブな行動を支援する企業になることを目指し、販促メディア事業、人材メディア事業及び人材派遣事業を中心に事業活動を行っています。

当社グループは、これらの事業活動を通じて、株主価値及び企業価値の最大化に取り組んでまいります。

なお、当社グループでは持続的な利益成長を目指して、各事業における成長性や効率性の向上に取り組んでおり、主な経営指標として「EBITDA」や「調整後EPS」（※）を重視しています。

（※）調整後EPS：調整後当期純利益*1 /（期末発行済株式数－期末自己株式数）

*1 調整後当期純利益：親会社株主に帰属する当期純利益 ± 調整項目*2（非支配株主帰属分を除く）
± 調整項目の一部に係る税金相当額

*2 調整項目：企業結合に伴い生じたのれん以外の無形固定資産及びのれんの償却額 ± 特別損益

(2) 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬の客観性、透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として評価委員会及び報酬委員会を設置しています。評価委員会、報酬委員会は当社の取締役等の報酬の制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行っています。

当社の役員報酬制度は、上記経営方針を実現するために、以下を基本方針としています。

- ① グローバルに優秀な経営人材を確保できる報酬水準とする
- ② 役員を目標達成に動機づける業績連動性の高い報酬制度とする
- ③ 中長期の企業価値と連動する報酬とする
- ④ 報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとする

(3) 報酬水準の考え方

取締役等の報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとに世の中の大手企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定しています。なお、取締役等の毎年の報酬額は、設定された標準報酬に対して、会社業績及び個人業績を加味して変動しています。

(4) 報酬構成

取締役等の報酬は、「固定報酬」（金銭報酬）、事業年度ごとの個人評価等に基づく「短期インセンティブプラン」（金銭報酬）及び事業年度ごとの連結業績達成率等に基づく「長期インセンティブプラン」（株式報酬）である本制度で構成します。平成31年3月期までの「長期インセンティブプラン」の業績目標指標は既存事業のEBITDA（※）を採用しますが、平成31年3月期に関しては、平成29年3月期に設定した調整後EPS目標の達成度も勘案し支給水準を決定します。

なお、「長期インセンティブプラン」の業績連動係数の範囲は0%～150%とします。また、社外取締役の報酬につきましては、「固定報酬」のみとします。

取締役等の報酬構成においては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、業績連動報酬及び株式報酬の比率を設定しています。具体的には、「固定報酬」を基準として、「短期インセンティブプラン」は固定報酬の50%程度、「長期インセンティブプラン」は固定報酬の50%～200%程度としています。

（※）既存事業のEBITDA：株式取得等により新たに連結を開始する子会社の業績を控除した既存事業におけるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）

なお、長期インセンティブプランの業績目標指標としては、期中に実行される事業売却によるEBITDAの増減額を反映させた数値を用います。また、その場合においても、調整後EPSに関しては平成29年3月期に設定した水準は変更いたしません。

(5) ガバナンス

取締役等の報酬等の妥当性や透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする評価委員会及び報酬委員会を設置しています。

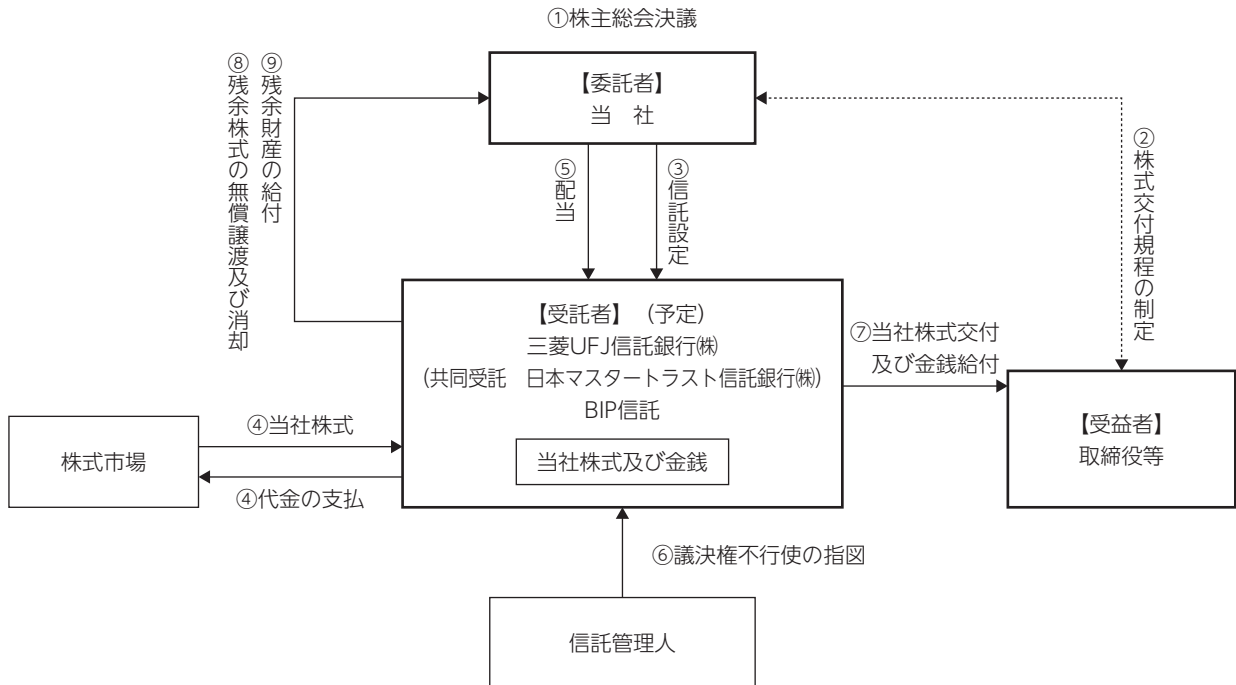
なお、社外取締役の選定にあたり、東京証券取引所の定める独立性基準だけでなく、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの識見や社外取締役の職務と責任を全うできることを考慮して選定しています。

また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討することとしています。

(6) 開示の方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。

- ⑦ 信託期間中、役位及び業績目標達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、原則として退任時に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式等について交付等が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託へ追加拠出を行うことにより、本制度若しくはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国経済の減速や原油価格の下落等の世界経済の影響もありましたが、国内の雇用情勢は高位安定し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境の下、当社グループは引き続き国内事業の強化とともに、海外展開を進めてまいりました。販促メディア事業においては、主に飲食分野や美容分野においてITを活用したクライアント基盤の強化や予約サービスの拡大等によるユーザー利便性の向上を推進してまいりました。人材メディア事業においては、雇用情勢が高位安定している国内人材募集領域では、更なる競争力の強化に注力したほか、海外人材募集領域では、主にブランド認知度の向上に努めることでユーザー及びクライアントの拡大を進めてまいりました。人材派遣事業においては、効率的な事業運営を推進したほか、M&A等により展開地域の拡大を進めてまいりました。

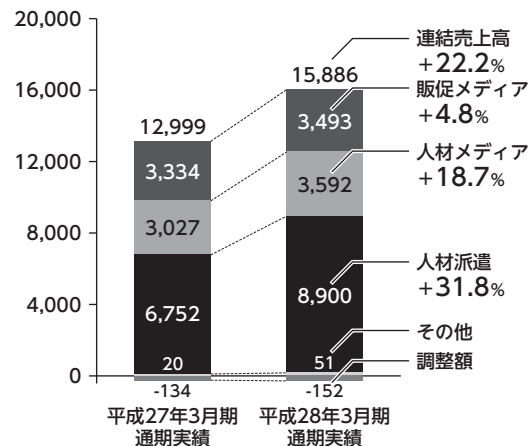
これらの結果、売上高は1兆5,886億円（前連結会計年度比22.2%増）、主として減価償却費やのれん償却額等の一部の営業費用が増加したことにより、営業利益は1,140億円（前連結会計年度比6.9%減）、経常利益は1,193億円（前連結会計年度比5.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は645億円（前連結会計年度比7.4%減）となりました。

EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は2,022億円（前連結会計年度比5.7%増）、のれん償却前当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益＋のれん償却額）は1,124億円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

M&A等により新たに連結を開始する子会社の業績を控除した、既存事業での売上高は1兆4,227億円（前連結会計年度比9.4%増）、EBITDAは2,033億円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。

なお、当社グループでは、M&A等を活用した事業基盤の強化や拡大を積極的に目指していくなかで、各国の会計基準の差異にとらわれることなく企業比較が可能なEBITDAを業績の指標として採用しております。

セグメント別売上高（億円）



主なセグメント別の概況は、以下のとおりであります。

ア. 販促メディア事業

当連結会計年度における販促メディア事業の売上高は3,493億円（前連結会計年度比4.8%増）、当連結会計年度より主に欧州でオンライン飲食店予約サービスを提供するQuandoo GmbH, Germany及び欧州でオンライン美容予約サービスを提供するHotspring Ventures Limitedの業績を新たに取込んだ影響等により、セグメント利益（セグメントEBITDA）は932億円（前連結会計年度比3.1%減）となりました。

主な領域別の概況は、以下のとおりであります。

■ ライフイベント領域

住宅分野においては、分譲マンション分野における売上高は低調に推移したものの、戸建・流通分野及び賃貸分野において、引き続きクライアントへのソリューション提供の強化及びユーザー集客の強化等に努めた結果、売上高は堅調に推移しました。

結婚分野においては、少子化の影響で国内の婚姻組数自体は減少傾向にあるものの、大都市圏を中心とした大手結婚式場運営クライアントの集客ニーズの拡大等を背景に、売上高は横ばいで推移しました。

これらの結果、ライフイベント領域における売上高は1,790億円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。なお、主要分野の売上高の内訳は、住宅分野880億円（前連結会計年度比4.9%増）、結婚分野536億円（前連結会計年度比0.0%減）となりました。

■ 日常消費領域

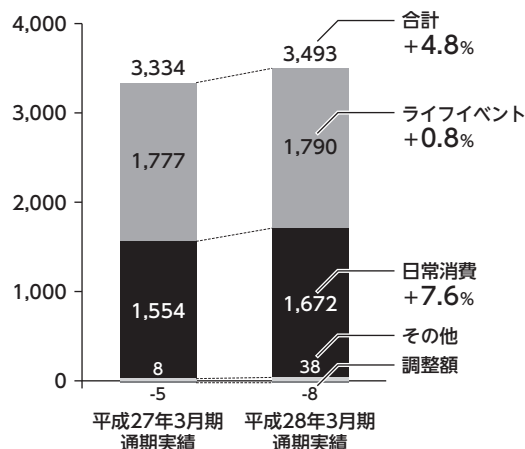
旅行分野においては、引き続き宿泊単価の上昇や当社グループのサービスにおける延べ宿泊者数の増加等を背景に、売上高は好調に推移しました。

飲食分野においては、「Airシリーズ」を軸としてクライアント接点を強化したこと及びネット予約人数が引き続き順調に拡大したこと等を背景に取引店舗数が拡大した結果、売上高は好調に推移しました。

また、美容分野においては、「SALON BOARD」の利便性向上を進めたこと及びネット予約件数が引き続き順調に拡大したこと等を背景に、既存クライアントとの取引拡大や新規クライアントの獲得が進んだ結果、売上高は好調に推移しました。

これらの結果、日常消費領域における売上高は1,672億円（前連結会計年度比7.6%増）となりました。なお、主要分野の売上高の内訳は、旅行分野608億円（前連結会計年度比13.8%増）、飲食分野363億円（前連結会計年度比6.0%増）、美容分野461億円（前連結会計年度比15.4%増）となりました。

領域別売上高（億円）



イ. 人材メディア事業

当連結会計年度における人材メディア事業の売上高は3,592億円（前連結会計年度比18.7%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は880億円（前連結会計年度比12.8%増）となりました。

主な領域別の概況は、以下のとおりであります。

■ 国内人材募集領域

国内人材募集領域においては、有効求人倍率が高位安定し求人広告掲載件数の増加も続く等、堅調な雇用環境が継続しております。

このような環境の下、ユーザー集客及び営業体制の強化等を行った結果、中途及びアルバイト・パートの求人広告を中心に、売上高は好調に推移しました。

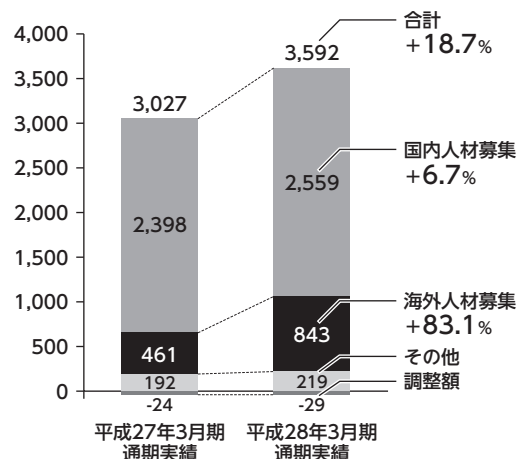
これらの結果、国内人材募集領域における売上高は2,559億円（前連結会計年度比6.7%増）となりました。

■ 海外人材募集領域

海外人材募集領域においては、現在の事業の中心である米国のみならず、米国以外の国においても「Indeed.com」のブランド認知度の向上に努めたこと等によりユーザーが順調に拡大しました。また、米国において、中小クライアントのサービス利用等が順調に拡大した結果、売上高は好調に推移しました。

これらの結果、海外人材募集領域における売上高は843億円（前連結会計年度比83.1%増）となりました。

領域別売上高（億円）



ウ. 人材派遣事業

当連結会計年度における人材派遣事業の売上高は8,900億円（前連結会計年度比31.8%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は496億円（前連結会計年度比21.9%増）となりました。

主な領域別の概況は、以下のとおりであります。

国内派遣領域

国内派遣領域においては、派遣社員実稼働者数が継続的に増加する等、人材派遣市場は緩やかな拡大傾向が継続しております。

このような環境の下、首都圏の営業体制を強化したこと及び既存派遣契約の継続や新規派遣契約数の増加に注力したこと等により、引き続き首都圏の事務・IT及びエンジニアリング分野を中心に売上高が好調に推移しました。

これらの結果、国内派遣領域における売上高は4,141億円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。

海外派遣領域

海外派遣領域においては、当社グループが主に事業を展開している北米、欧州及び豪州の人材派遣市場は緩やかな拡大傾向が継続しております。

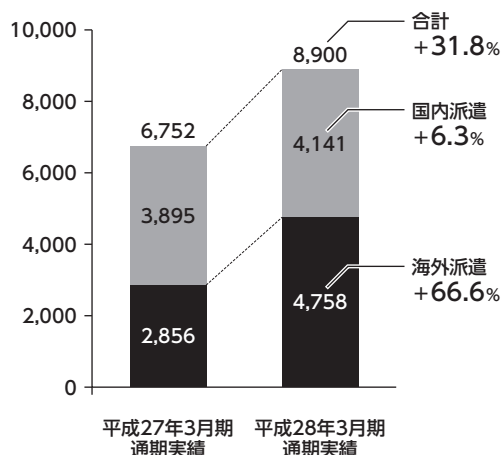
このような環境の下、円安の影響等を受けて売上高は好調に推移したほか、当連結会計年度より豪州等で事業を運営するPeoplebank Holdings Pty Ltd、Chandler Macleod Group Limited及び米国で事業を運営するAtterro, Inc.の業績が新たに寄与しました。

これらの結果、海外派遣領域における売上高は4,758億円（前連結会計年度比66.6%増）となりました。

エ. その他事業

当連結会計年度におけるその他事業の売上高は51億円（前連結会計年度比156.4%増）、「リクルートID」に関連する取り組みを強化したこと等により、セグメント利益（セグメントEBITDA）は118億円のマイナス（前連結会計年度は112億円のマイナス）となりました。

領域別売上高（億円）



② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、総額で482億円（うち有形固定資産は129億円、無形固定資産は353億円であります。金額には消費税等を含めておりません。）であり、主なものは商品の開発・リニューアル等に伴う資産（ソフトウェア）の受入であります。

ア. 販促メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、商品・業務システムの増設・改修等に伴い、227億円の資産の受入を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

イ. 人材メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、商品・業務システムの増設・改修及び拠点の拡充・新設移転等に伴い、145億円の資産の受入を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

ウ. 人材派遣事業

当連結会計年度の主な設備投資は、業務システムの増設・改修等に伴い、29億円の資産の受入を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

エ. その他事業

当連結会計年度の主な設備投資は、商品・業務システムの増設・改修等に伴い、66億円の資産の受入を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

オ. 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、業務システムの増設・改修等に伴い、14億円の資産の受入を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

当社グループは、平成27年4月16日付でChandler Macleod Group Limitedの全株式を取得しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	1,049,224	1,191,567	1,299,930	1,588,623
経常利益 (百万円)	128,165	122,050	125,617	119,336
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	71,800	65,421	69,702	64,535
1株当たり当期純利益 (円)	143.45	126.64	127.79	114.28
総資産 (百万円)	808,522	860,381	1,100,782	1,150,681
純資産 (百万円)	419,247	546,621	754,157	777,000
1株当たり純資産額 (円)	832.27	1,025.59	1,327.49	1,363.96

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は各期末発行済株式総数よりそれぞれ自己株式を控除し算出したものであります。

2. 当社は、平成26年7月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
販促メディア				
	(株)リクルート住まいカンパニー	150百万円	100.0%	住宅分野における情報誌の発行、情報サイトの運営
	(株)リクルートマーケティングパートナーズ	150百万円	100.0%	結婚・進学・自動車等の各分野における情報誌の発行、情報サイトの運営
	(株)リクルートライフスタイル	150百万円	100.0%	旅行・飲食・美容等の各分野における情報誌の発行、情報サイトの運営
人材メディア				
	(株)リクルートキャリア	643百万円	100.0%	社員募集分野における人材採用広告、人材紹介
	(株)リクルートジョブズ	150百万円	100.0%	人材募集分野における人材採用広告
	Indeed, Inc.	10米ドル	100.0%	米国を中心とした求人専門検索サイトの運営
人材派遣				
	(株)リクルートスタッフィング	939百万円	100.0%	国内での事務職を中心とした人材派遣
	(株)スタッフサービス・ホールディングス	500百万円	100.0%	国内での事務職・製造業務を中心とした人材派遣
	STAFFMARK HOLDINGS, INC.	13千米ドル	100.0%	米国での軽作業を中心とした人材派遣
	Advantage Resourcing America, Inc.	117,501千米ドル	100.0%	米国での総合人材派遣
	Advantage Resourcing Europe B. V.	32,299千英ポンド	100.0%	欧州での人材派遣、業務請負
	Chandler Macleod Group Limited	191,490千豪ドル	100.0%	豪州での総合人材派遣
アドミニストレーション機能				
	(株)リクルートアドミニストレーション	100百万円	100.0%	当社グループへの経理・人事・総務・法務・情報セキュリティ等のサービス提供
制作・宣伝・流通機能				
	(株)リクルートコミュニケーションズ	100百万円	100.0%	当社グループへの集客ソリューション、Webマーケティング、メディアの制作・流通・宣伝、ユーザーサポート等のサービス提供
IT・マーケティングテクノロジー開発機能				
	(株)リクルートテクノロジーズ	100百万円	100.0%	当社グループへのIT・ネットマーケティングテクノロジー等のサービス提供

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ミッション（目指す姿）」として、「新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す」ことを、また、「ウェイ（大切にしている考え方）」として、「新しい価値の創造」、「社会への貢献」、「個の尊重」と定めるグループ経営理念を策定しております。

この経営理念の下、産業界と生活者を結びつける「No.1のマッチングサービス」を、一つでも多く生み出し、生活者一人ひとりのポジティブな行動を支援する企業になることを目指し、販促メディア事業、人材メディア事業及び人材派遣事業を中心に事業活動を行っております。

当社グループは、これら事業活動を通じて、株主価値及び企業価値の最大化に取り組んでまいります。

なお、当社グループでは、長期的な時間軸での利益成長の最大化を目指し、M&Aをはじめとした成長に向けた各種投資をこれまで以上に機動的かつ積極的に実行してまいります。その上で、株主価値の向上については特に重視しており、平成29年3月期から平成31年3月期までの3年間ににおける「調整後EPS」（注1）の年平均成長率一桁後半を新たな経営目標に設定しております。

また、経営目標の達成に向けて、単年度における「既存事業のEBITDA」成長率についても、投資と利益成長の適切なバランス等を考慮し、每期設定することにしております。

（注1）調整後EPS（調整後1株当たり当期純利益）：調整後当期純利益（注2）／（期末発行済株式数－期末自己株式数）

（注2）調整後当期純利益：親会社株主に帰属する当期純利益±調整項目（注3）（非支配株主帰属分を除く）±調整項目の一部に係る税金相当額

（注3）調整項目：企業結合に伴い生じたのれん以外の無形固定資産及びのれんの償却額±特別損益

会社の対処すべき課題と経営戦略として、国内事業においては、既存事業の強化に加えて、新規事業・サービスの開発を進めていくことで、安定的かつ持続的な成長を進めてまいります。また、M&Aを活用した拡大を続けている海外事業においては、引き続き買収子会社の収益性の改善に努めてまいります。特に高い成長が続いているIndeed, Inc.においては、更に積極的な成長投資を実行することで事業規模の拡大と長期的な利益成長を目指してまいります。

なお、インターネット及びスマートフォンの急速な普及並びに競合他社による当社グループの事業領域への新規参入等により、当社グループの置かれた事業環境は大きく変化しております。このような環境の下で長期的な成長を実現するため、長期的視点での経営人材の育成、新しい付加価値の創造と実現のためのIT人材の育成及びこれら成長戦略を加速させる基盤となるガバナンス体制の強化についても、積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主な事業の内容と当社又は主な関係会社の当該事業における位置づけ及びセグメントとの関連は以下のとおりであります。

セグメントの名称	領域	主な会社	主な事業内容	主なサービス
販促メディア事業	ライフイベント領域	当社	借りる／買う／建てる／リフォーム等、多様な住まいのニーズに応えるサービスを提供	「SUUMO」 住宅の売買／賃貸／リフォームに関する情報誌・情報サイト及び新築マンション／注文住宅購入に関する相談カウンター
		(株)リクルート住まいカンパニー	結婚情報サービス、高校生の進学情報サービス、自動車関連情報サービス、ネット広告サービス等の提供	「ゼクシィ」 結婚式の準備から結婚後の新生活までの結婚に関する情報誌・情報サイト・相談カウンター
		(株)リクルートマーケティングパートナーズ		「リクナビ進学ブック」 「リクナビ進学」 高校生の進路選びをサポートする無料進学情報誌・情報サイト
	日常消費領域	当社		「カーセンサー」 中古車を軸に車の購入、買い替えに関する情報誌・情報サイト
		(株)リクルートライフスタイル	旅行／飲食／美容等、日常の様々なシーンでユーザーの行動を支援するサービスを提供	「じゃらん」 主に国内旅行の宿／ツアー／周辺観光に関する情報誌及び検索・予約サイト
				「HotPepperグルメ」 飲食店の情報と割引クーポンを掲載した情報誌及び検索・予約サイト 「HotPepper Beauty」 ヘアサロン／リラクゼーション＆ビューティーサロンの情報誌及び検索・予約サイト

セグメントの名称	領域	主な会社	主な事業内容	主なサービス
人材メディア事業	国内人材募集領域	当社	社員募集分野における人材採用広告／人材紹介／選考支援を展開	「リクナビ」 新卒向け就職情報サイト
				「リクナビNEXT」 社会人向け転職情報サイト
		(株)リクルートキャリア		「リクルートエージェント」 転職活動をサポートする人材紹介サービス
		(株)リクルートジョブズ	アルバイト／パート／派遣／正社員等、様々な人材募集に関する情報を提供	「フロム・エー ナビ」 アルバイト情報サイト
				「タウンワーク」 アルバイトから社員までの求人情報誌・情報サイト
	海外人材募集領域	Indeed, Inc.	海外における求人情報専門検索サイトを運営	「Indeed.com」 アグリゲート型求人情報専門検索エンジンサイト
人材派遣事業	国内派遣領域	(株)リクルート スタッフィング (株)スタッフサービス・ホールディングス	国内における人材派遣サービスの提供	—
	海外派遣領域	STAFFMARK HOLDINGS, INC. Advantage Resourcing America, Inc. Advantage Resourcing Europe B. V. Chandler Macleod Group Limited	北米、欧州及び豪州等における人材派遣サービスの提供	—
その他事業		(株)ニジボックス	デジタルコンテンツサービスの企画・運営・受託等	—

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

会社名	所在地
(株)リクルートホールディングス	東京都千代田区

② 子会社

区分	会社名	所在地
販促メディア	(株)リクルート住まいカンパニー	東京都千代田区
	(株)リクルートマーケティングパートナーズ	東京都千代田区
	(株)リクルートライフスタイル	東京都千代田区
人材メディア	(株)リクルートキャリア	東京都千代田区
	(株)リクルートジョブズ	東京都中央区
	Indeed, Inc.	米国テキサス州
人材派遣	(株)リクルートスタッフィング	東京都中央区
	(株)スタッフサービス・ホールディングス	東京都千代田区
	STAFFMARK HOLDINGS, INC.	米国オハイオ州
	Advantage Resourcing America, Inc.	米国マサチューセッツ州
	Advantage Resourcing Europe B. V.	英国ベイジングストーク市
	Chandler Macleod Group Limited	豪州ニューサウスウェールズ州
アドミニストレーション機能	(株)リクルートアドミニストレーション	東京都千代田区
制作・宣伝・流通機能	(株)リクルートコミュニケーションズ	東京都中央区
IT・マーケティングテクノロジー開発機能	(株)リクルートテクノロジーズ	東京都千代田区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
38,451名	6,610名増

(8) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	5,000百万円
(株)三井住友銀行	5,000百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	5,000百万円

2 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 565,320,010株
 (3) 株主数 50,074名
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
凸版印刷(株)	37,700,000株	6.67%
大日本印刷(株)	35,700,000株	6.32%
(株)電通	30,000,000株	5.31%
リクルートグループ社員持株会	23,031,760株	4.07%
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	15,500,000株	2.74%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	14,040,934株	2.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	13,183,100株	2.33%
(株)みずほ銀行	12,000,000株	2.12%
(株)三井住友銀行	12,000,000株	2.12%
三井物産(株)	12,000,000株	2.12%
(株)三菱東京UFJ銀行	12,000,000株	2.12%

(注) 持株比率は自己株式（584,200株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

平成25年6月20日開催の定時株主総会決議及び平成25年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

318個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 318,000株（新株予約権1個につき1,000株）

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年9月1日から平成45年8月31日

- ・新株予約権の行使条件

新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。

- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	普通株式 100,000株	4名
執行役員	218個	普通株式 218,000株	12名

平成26年6月26日開催の定時株主総会決議及び平成26年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
279個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 279,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成26年12月27日から平成46年12月26日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から1年間又は上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ・当社役員及び執行役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	113個	普通株式 113,000株	4名
執行役員	166個	普通株式 166,000株	12名

平成27年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,098個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 309,800株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月26日から平成47年9月25日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日（新株予約権者が、新株予約権を割り当てる日において、既にいずれの地位も喪失している場合には、新株予約権を割り当てる日の翌日から1年）を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から1年間又は上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ・当社役員、執行役員及び専門役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,230個	普通株式 123,000株	4名
執行役員	1,817個	普通株式 181,700株	15名
専門役員	51個	普通株式 5,100株	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

平成27年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,226個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 322,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権につき金銭の払込を要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月26日から平成47年9月25日
- ・新株予約権の行使条件
新株予約権者は新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役、執行役員又は専門役員のいずれの地位も喪失した日から10日（新株予約権者が、新株予約権を割り当てる日において、既にいずれの地位も喪失している場合には、新株予約権を割り当てる日の翌日から1年）を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から1年間又は上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ・当社役員、執行役員及び専門役員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
取締役（社外取締役を除く）	1,230個	普通株式 123,000株	4名
執行役員（注）	1,945個	普通株式 194,500株	16名
専門役員	51個	普通株式 5,100株	1名

(注) 新株予約権を割り当てる日において、既に執行役員を退任している者1名への付与分（新株予約権の数 128個、目的となる株式の種類及び数 普通株式 12,800株）についても、平成27年3月期業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションとして付与しているため、執行役員欄に含めて記載しております。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	峰 岸 真 澄	CEO
取締役	池 内 省 五	R&D本部・経営企画本部・人事本部
取締役	草 原 繁	事業本部
取締役	佐 川 恵 一	管理本部
取締役	大八木 成 男	帝人(株) 取締役会長、JFEホールディングス(株) 社外監査役、シャープ(株) 社外取締役
取締役	新 貝 康 司	日本たばこ産業(株) 代表取締役副社長
常勤監査役	島 宏 一	
常勤監査役	藤 原 章 一	
監査役	井 上 広 樹	長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー
監査役	武 内 英 史	(株)肥後銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役大八木成男氏及び取締役新貝康司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井上広樹氏及び監査役武内英史氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役の大八木成男氏及び新貝康司氏並びに社外監査役の武内英史氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役島宏一氏は、当社財務経理担当執行役員等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役武内英史氏は、三菱商事(株)の主計部長等を歴任し、同社の常務執行役員新産業金融事業グループCEOとしての経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成27年6月17日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、監査役中村直人氏は辞任により退任いたしました。また、同定時株主総会において、井上広樹氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
8. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
草 原 繁	管理本部	事業本部	平成28年4月1日
佐 川 恵 一	ファイナンス本部	管理本部	平成28年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 737百万円（うち社外取締役2名 28百万円）

監査役5名 73百万円（うち社外監査役3名 22百万円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、平成27年6月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し96百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 大八木 成男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大八木氏が取締役会長を務める帝人(株)と当社との間には、当社グループの人材派遣事業等における取引関係がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。

大八木氏が社外取締役を務めるシャープ(株)と当社との間には、当社グループの人材派遣事業等における取引関係がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。

大八木氏が社外監査役を務めるJFEホールディングス(株)と当社との間には、取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席しました。帝人(株)の代表取締役社長、取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。

② 取締役 新貝 康司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

新貝氏が代表取締役副社長を務める日本たばこ産業(株)と当社との間には、当社グループの人材メディア事業等における取引関係がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席しました。日本たばこ産業(株)の代表取締役副社長を務め、海外企業の買収等を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っています。

③ 監査役 井上 広樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

井上氏がマネージング・パートナーを務める長島・大野・常松法律事務所と当社の間には、取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の取締役会14回の全てに出席しました。弁護士としての経験を通じて培った企業法務に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の監査役会14回の全てに出席しました。弁護士としての経験を通じて培った企業法務に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。

④ 監査役 武内 英史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

武内氏が社外監査役を務める㈱肥後銀行と当社との間には、当社グループの人材メディア事業等における取引関係がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席しました。三菱商事㈱の常務執行役員等を務め、豊富な国際経験や事業経営を通じて培った高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会18回のうち15回に出席しました。三菱商事㈱の常務執行役員等を務め、豊富な国際経験や事業経営を通じて培った高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

342百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

424百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の連結子会社であるAdvantage Resourcing Europe B. V.、Chandler Macleod Group Limited及びRGF STAFFING MELBOURNE TWO PTY LTDは、会計監査人である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するErnst & Youngの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主として国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ (株)東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの基本方針

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（平成27年4月28日開催の取締役会で決議）の内容は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社に社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループ全体における重要な意思決定を行う。
- イ. 当社に社外監査役を含む監査役会を設置する。当社の各監査役は、当社監査役会が定めた監査基準のもと当社の取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、当社の取締役の職務執行の監査を行う。
- ウ. 当社に社外取締役を議長とした指名委員会、評価委員会及び報酬委員会を設置し、当社の取締役及び執行役員の指名又は選任、評価及び報酬等について審議を行う。
- エ. 「リクルートグループ倫理綱領」を制定し、当社グループの全ての役職員等に周知させる。
- オ. 当社子会社の自主独立の精神を尊重しつつ、一体的なグループ経営を実現するため、意思決定、リスクマネジメント及びコンプライアンス等に関する当社グループ統一の規程として「リクルートグループ規程」を制定する。
- カ. リクルートグループ規程に定める重要事項については当社の関連部署との事前確認又は事後報告を義務付ける。
- キ. 当社グループは、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
- ク. 当社の取締役会は、当社グループ全体における内部統制推進責任者を任命した上、内部統制所管部署を設置し、当社グループの内部統制の整備状況及び問題点の把握に努める。
- ケ. 当社子会社の代表取締役社長は、当社子会社における内部統制体制を構築する。
- コ. 当社の内部統制所管部署は、子会社各社と連携の上、当社グループの業務の適正の確保を横断的に推進する。
- サ. 当社子会社には監査役又は監査担当取締役を当社より派遣し、当社子会社の取締役の職務の執行を監査する。
- シ. 当社に代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査所管部署を設置し、当社グループの役職員等による業務が法令、定款又は規程に違反していないか監査する。
- ス. 内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、当社グループの役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に当社又は当社子会社の内部統制所管部署に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けた内部統制所管部署は、その内容を調査し、対応策を当社グループ内の関係部署と協議の上決定し、実施する。
- セ. 当社グループの役職員等に対し、コンプライアンスに係る教育啓発活動を実施する。
- ソ. 当社グループ内における内部統制上の違反行為に対しては、厳正に処分する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 「文書および契約書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営戦略会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料とともに保存する。

イ. 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書および契約書管理規程」の定めるところによる。当社の取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社グループのリスク管理を体系的に定める「リクルートグループリスクマネジメント規程」及び「リクルートグループエスカレーションルール」を制定する。

イ. 当社グループとして重点的に取り組むリスク、対策責任者及び対策の方針を、当社のリスク統括所管部署担当取締役を議長としたリスクマネジメント委員会において審議した上で、当社の取締役会で決定する。

ウ. 当社グループ全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進める。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会又は経営戦略会議は、当社グループの全ての役職員等が共有する目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて当社グループの各部門が実施すべき具体的な目標を定める。当社の各部門の担当執行役員は、この目標の達成に向けて、効率的な達成の方法を定め、実行する。

イ. 当社の取締役会は、定期的に当社グループの目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を実現する。

ウ. 当社CEOの諮問機関として経営戦略会議を設置し、当社グループ全体の経営に関して必要な事項の協議を行う。

エ. その他、当社の取締役会又は経営戦略会議の諮問機関として、経営諮問委員会、CSR委員会、リクルートグループ投資委員会等の専門性を持った委員会を設置する。

⑤ 財務報告に係る内部統制の信頼性の確保のための体制

当社グループは、「リクルートグループJ-SOX基本規程」を定め、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に準拠した財務報告に係る内部統制システムの構築を図る。

⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 当社は、当社内に、各子会社を統括する部門を設置する。当社子会社の取締役等は、各統括部門の求めに応じ、定期的に業績及び事業戦略の遂行状況を報告する。

イ. 当社の取締役、執行役員及び主要な子会社の代表取締役社長等で構成される会議を定期的に開催し、当社グループの経営にかかわる方針の協議を行うほか、経営情報の共有を図る。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の職務を補助する者として「監査役補佐担当」を任命し、正式に人事発令を行う。

⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役補佐担当は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、評価及び懲戒については、当社の監査役会の意見を尊重する。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員等及び会計監査人は、各社の監査役に次に定める事項を報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できるように体制を整備する。
- ・経営状況として重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令及び定款違反
 - ・その他内部統制上重要な事項
- イ. 当社の内部監査所管部署及び当社子会社の監査役又は監査担当取締役は、当社の監査役に対し、定期的に当社グループの内部統制上の課題について報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループ各社の監査役もしくは監査担当取締役、内部統制所管部署又は内部監査所管部署に対して報告をした者が、当該報告を理由に、当社及び当社子会社から解雇又は不当な配置転換等の不利益な処遇を受けることは一切ないことを社内規程等で定める。

⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役会が職務の執行上必要としてあらかじめ予算を計上した費用について負担するほか、当社監査役会は、緊急又は臨時に要する費用についても当社に請求することができ、当社はこれを負担する。

⑫ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）では、上記決議内容に基づく内部統制システムの整備について、内部監査所管部署により点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・「リクルートグループ倫理綱領」について、社内イントラネットへの掲示及びポケットカードの配布等により周知を図っております。
- ・「リクルートグループ倫理綱領」のほか、情報管理及びインサイダー取引防止等のグループ共通の規程に基づき、役職員等に対し、コンプライアンスに関する教育を実施し、浸透を図っております。
- ・当社グループの役職員等が通報・相談ができる窓口を社内外に設置し、社内イントラネットへの掲示及びポスター掲示等により役職員等への周知を図っております。また、通報・相談によって社内でも不利益な処遇を受けることがないことを「リクルートグループ内部統制基本方針」で定めております。通報・相談の状況について

は、定期的に取り締役会への報告を実施しました。

- ・内部監査については、代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査所管部署が、取締役会が承認した年間計画に基づき、当社各部門及び当社子会社について監査を行い、代表取締役社長及び取締役会への報告を実施しました。

② リスクマネジメントに関する取り組み

- ・当社グループのリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リクルートグループリスクマネジメント規程」並びに危機発生時に迅速に報告及び情報共有を行うことを目的とした「リクルートグループエスカレーションルール」について、社内イントラネットへの掲示等により周知を図っております。
- ・当社管理部門及び当社子会社より収集した情報をもとに、当社グループのリスク抽出及びその対応策についてリスクマネジメント委員会で審議の上、重点的に取り組むべきリスクについて取締役会で決定しました。対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

③ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

- ・当事業年度は当社取締役会を17回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、経営理念、コーポレート・ガバナンス体制並びに連結業績及び当社グループのレピュテーションに大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
- ・当事業年度は当社CEOの諮問機関である経営戦略会議を48回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議し、当社CEOによる機動的な決定を実施しました。
- ・当社グループにおけるM&A等の投資案件の審議のため、当社ファイナンス統括担当執行役員を議長とするリクルートグループ投資委員会を随時開催し、投資金額ごとに定められた意思決定機関に審査意見書を具申ししました。

④ 関係会社管理

- ・「リクルートグループ職務権限規程」及び「リクルートグループ関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項について、当社が決裁し又は当社子会社より事後報告を受けました。
- ・取締役会において、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。

⑤ 監査役監査体制

- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
- ・監査役は、子会社の監査役又は監査担当取締役、当社の内部監査所管部署及び会計監査人等と定期的に情報共有会を開催するほか、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。
- ・代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的に開催しました。
- ・当社は、監査役の職務を補助する3名の監査役補佐担当を置き、当該従業員の選任、異動、評価及び懲戒に関しては監査役会の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。加えて、当社は、株主に対する利益還元についても重要な経営上の施策の一つとして認識しており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本として位置づけ、業績の動向や将来の成長投資に必要な内部留保の充実や財務基盤の確立を総合的に勘案した利益還元を行うことを基本方針としております。

また、のれん償却前当期純利益（注）に対する連結配当性向25%程度を目安としております。

この基本方針に従って、第56期事業年度の配当については、1株当たり50円としました。

内部留保資金については、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値の向上を図ってまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

（注）「のれん償却前当期純利益」とは、親会社株主に帰属する当期純利益にのれん償却額を加えた数値であります。

基準日が第56期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成28年5月13日 取締役会決議	28,236	50

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	589,739
現金及び預金	257,741
受取手形及び売掛金	222,288
有価証券	53,176
繰延税金資産	23,264
その他	37,524
貸倒引当金	△4,256
固定資産	560,942
有形固定資産	32,432
建物及び構築物	9,767
土地	7,743
その他	14,921
無形固定資産	361,594
のれん	213,051
ソフトウェア	70,938
その他	77,604
投資その他の資産	166,914
投資有価証券	120,854
退職給付に係る資産	3
繰延税金資産	11,757
その他	34,588
貸倒引当金	△288
資産合計	1,150,681

科目	金額
負債の部	
流動負債	281,997
支払手形及び買掛金	60,104
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払費用	85,354
未払法人税等	40,050
賞与引当金	24,728
その他	56,758
固定負債	91,683
繰延税金負債	49,693
労災補償引当金	8,671
退職給付に係る負債	28,750
その他	4,568
負債合計	373,680
純資産の部	
株主資本	659,565
資本金	10,000
資本剰余金	53,756
利益剰余金	596,305
自己株式	△495
その他の包括利益累計額	110,712
その他有価証券評価差額金	29,016
繰延ヘッジ損益	△2,157
為替換算調整勘定	86,274
退職給付に係る調整累計額	△2,421
新株予約権	2,137
非支配株主持分	4,585
純資産合計	777,000
負債・純資産合計	1,150,681

連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,588,623
売上原価	832,330
売上総利益	756,293
販売費及び一般管理費	642,260
営業利益	114,032
営業外収益	8,712
受取利息	605
受取配当金	1,960
持分法による投資利益	4,961
その他	1,184
営業外費用	3,408
支払利息	970
為替差損	2,087
その他	350
経常利益	119,336
特別利益	8,303
投資有価証券売却益	5,948
段階取得に係る差益	1,815
その他	539
特別損失	4,383
固定資産除却損	1,175
投資有価証券評価損	1,122
関係会社株式売却損	308
減損損失	857
その他	918
税金等調整前当期純利益	123,256
法人税、住民税及び事業税	61,900
法人税等調整額	△3,700
当期純利益	65,057
非支配株主に帰属する当期純利益	521
親会社株主に帰属する当期純利益	64,535

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	53,679	558,310	△531	621,459
当期変動額					
剰余金の配当			△26,540		△26,540
親会社株主に帰属する 当期純利益			64,535		64,535
自己株式の処分		60		35	95
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		16			16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	76	37,994	35	38,106
当期末残高	10,000	53,756	596,305	△495	659,565

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	34,177	△75	97,006	△2,939	128,169	1,206	3,322	754,157
当期変動額								
剰余金の配当								△26,540
親会社株主に帰属する 当期純利益								64,535
自己株式の処分								95
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5,160	△2,082	△10,731	517	△17,457	930	1,262	△15,263
当期変動額合計	△5,160	△2,082	△10,731	517	△17,457	930	1,262	22,842
当期末残高	29,016	△2,157	86,274	△2,421	110,712	2,137	4,585	777,000

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	432,399
現金及び預金	211,377
受取手形	838
売掛金	103,255
有価証券	53,000
商品	67
仕掛品	198
貯蔵品	815
前渡金	475
前払費用	3,007
繰延税金資産	7,969
短期貸付金	37,273
その他	14,873
貸倒引当金	△753
固定資産	696,537
有形固定資産	20,508
建物	5,262
構築物	25
機械及び装置	1
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	7,566
土地	7,651
無形固定資産	58,823
のれん	604
商標権	151
ソフトウェア	57,832
その他	235
投資その他の資産	617,205
投資有価証券	74,296
関係会社株式	488,453
その他の関係会社有価証券	29,635
出資金	3,909
関係会社出資金	5,313
長期貸付金	100
破産更生債権等	141
長期前払費用	2,141
その他	13,367
貸倒引当金	△153
資産合計	1,128,936

科目	金額
負債の部	
流動負債	529,596
電子記録債務	5,986
買掛金	8,652
短期借入金	408,526
未払金	5,483
未払費用	63,870
未払法人税等	23,909
前受金	3,988
預り金	599
その他	8,578
固定負債	36,589
繰延税金負債	34,275
その他	2,313
負債合計	566,185
純資産の部	
株主資本	533,901
資本金	10,000
資本剰余金	31,857
資本準備金	6,716
その他資本剰余金	25,140
利益剰余金	492,598
利益準備金	750
その他利益剰余金	491,848
別途積立金	408,655
繰越利益剰余金	83,192
自己株式	△554
評価・換算差額等	26,712
その他有価証券評価差額金	28,874
繰延ヘッジ損益	△2,162
新株予約権	2,137
純資産合計	562,751
負債・純資産合計	1,128,936

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	538,417
売上原価	57,468
売上総利益	480,948
販売費及び一般管理費	405,063
販売手数料	189,929
広告宣伝費	58,253
業務委託費	56,510
その他	100,370
営業利益	75,884
営業外収益	3,467
受取利息	1,002
受取配当金	1,859
その他	605
営業外費用	2,500
支払利息	1,381
為替差損	995
その他	124
経常利益	76,850
特別利益	5,890
投資有価証券売却益	5,520
その他	369
特別損失	2,217
固定資産売却損	40
固定資産除却損	923
関係会社株式売却損	371
関係会社株式評価損	149
減損損失	652
その他	78
税引前当期純利益	80,524
法人税、住民税及び事業税	23,139
法人税等調整額	2,428
当期純利益	54,956

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	6,716	25,084	31,801	750	367,830	95,602	464,183	△594	505,390
当期変動額										
剰余金の配当				－			△26,540	△26,540		△26,540
別途積立金の積立				－		40,825	△40,825	－		－
当期純利益				－			54,956	54,956		54,956
自己株式の処分			55	55				－	39	95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	55	55	－	40,825	△12,410	28,415	39	28,511
当期末残高	10,000	6,716	25,140	31,857	750	408,655	83,192	492,598	△554	533,901

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	33,468	△75	33,392	1,206	539,990
当期変動額					
剰余金の配当					△26,540
別途積立金の積立					－
当期純利益					54,956
自己株式の処分					95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,593	△2,087	△6,680	930	△5,750
当期変動額合計	△4,593	△2,087	△6,680	930	22,761
当期末残高	28,874	△2,162	26,712	2,137	562,751

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社リクルートホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎博行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松岡寿史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山喜久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リクルートホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リクルートホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社リクルートホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 博行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 寿史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山 喜久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リクルートホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社リクルートホールディングス 監査役会

常勤監査役 島 宏 一 ㊞

常勤監査役 藤 原 章 一 ㊞

社外監査役 井 上 広 樹 ㊞

社外監査役 武 内 英 史 ㊞

以 上

事業を通じて社会課題の解決に取り組むことが、私たちの行動の中心です。

1960年の創業以来、リクルートは一人ひとりが輝く世界を実現するという思いを大切に、事業を発展させてきました。事業の発展とともに、私たちに期待を寄せてくださる方も少しずつ現れ、私たちは、その期待に応えることでさらに事業を磨き成長してきました。私たちはこれからも真摯に社会からの期待を受け止めながら、さらに今後、社会に求められることを自ら課題設定し、挑戦し続けます。同時に、事業の発展は社会への影響力の拡大をもたらし、私たちの企業市民としての責任も大きくなっています。リーディングカンパニーとして応えていかねばならない要請にしっかりと応えていきます。



「はたらく育児」を応援するプロジェクト



参加費無料の就職応援プログラム



教育格差をなくし、すべての人に学ぶ自由を提供することを目指す「スタディサブリ」

社会の期待に応える

社会からの期待に応えるとともに、自ら社会課題を洞察しそれに挑む。



企業市民としての責任を果たす

リーディングカンパニーとしての責任を自覚し、グローバルレベルでの要請に応える。

重点的に取り組む5つのテーマ

- ① 働く機会を創り、輝く人を増やす。
- ② 多様な生き方・暮らし方を支援する。
- ③ 将来を担う人材の可能性を引き出す。
- ④ 時代にあう働き方を自ら実践し広める。
- ⑤ 人権を尊重し、環境を守る。

ダイバーシティの推進 — 個の尊重の実現に向けて —

リクルートグループでは、経営理念である「個の尊重」の実現に向けて、まずは男女の性差なく従業員一人ひとりが能力を余すことなく発揮できることが重要と考えています。このため、2006年から女性社員の活躍推進を目的に、ダイバーシティ推進に取り組んできました。長時間労働の改善に始まり、2007年からは「両立支援」をテーマに安定的に働ける環境整備を進め、2010年からは管理職等、経営の意思決定層に女性を任用する「活躍支援」に取り組んでいます。リクルートグループの国内主要企業において、女性課長比率を『2018年4月までに30%以上』とするという任用目標達成に向け、今後も積極的に推進していきます。



株主総会会場ご案内図

会 場

ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階「プロミネンス」

東京都港区赤坂一丁目12番33号 電話 03-3505-1111 (代表)

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。

開催日時

平成28年6月21日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

交 通



銀座線 **「溜池山王」** 駅下車

13番出口より…徒歩約1分 (溜池山王駅より約5分)

南北線 **「溜池山王」** 駅下車

13番出口より…徒歩約1分 (溜池山王駅より約7分)

南北線 **「六本木一丁目」** 駅下車

3番出口より…徒歩約2分 (六本木一丁目駅より約5分)



**ANAインターコンチネンタル
ホテル東京 地下1階
「プロミネンス」**



※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。